情報公開審査会の運営について

資料５－１

○ウェブ会議の方法による開催について

　審議は、ウェブ開催による方法で行うことを基本とする。ただし、審査請求人口頭意見陳述が予定されている回次については、市役所本庁舎において開催する。

○審議資料について

審議を迅速に行うために、審議資料は審査会事務局よりメール又は大容量ファイル送信サービスを利用して（パスワード設定）事前送付する。

事前送付する資料は、同一案件の前回までの全ての審議資料と合わせてお送りする。送付した資料については、当該審議案件の答申後、各委員において速やかに削除していただきたい。（資料５－２「大阪市情報公開審査会に係る各種資料の送付について」参照）

○会議のペーパーレス化について

市役所本庁舎で審査会を行う場合で、直前に提出された資料がある場合を除いては、原則紙資料の机上配付は行わない。